

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600244号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1600029号

第1 結論

請求者の国民年金被保険者資格の喪失年月日を昭和54年12月31日から昭和55年1月1日に訂正し、かつ、昭和54年12月を国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年12月31日から昭和55年1月1日まで

私は、昭和54年6月に、当時居住していた町の町役場で国民年金の加入手続を行い、同年4月から同年12月までの9か月分の国民年金保険料を同町役場の窓口で3回に分けて納付した。その際の領収印が押された領収書を所持している。

年金事務所からは、昭和54年12月分の国民年金保険料については還付された記録となっている旨の回答を受けたが、還付請求を行ったことも、還付金を受け取った記憶もなく、既に保険料が納付済みとなっている期間内の昭和54年12月31日に被保険者資格を喪失させるという行政機関の誤った事務処理により、請求期間が未加入による未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の所持する昭和54年度国民年金保険料領収書(写)によると、昭和54年12月の領収欄に当時居住していた町の領収印が押されており、請求者は、同年12月分の保険料を納付したことが確認できるところ、請求者の特殊台帳では、同年同月分の保険料が昭和56年3月6日に還付決定され、3,300円が還付されたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時居住していた町の昭和54年度国民年金保険料徴収簿によると、請求者の昭和54年12月31日付け国民年金任意加入被保険者資格喪失の届出日が昭和55年3月31日と記載されていることが確認できるが、本来、任意加入被保険者が被保険者でなくなる日は、保険料滞納などの場合を除き、その申出が受理された日の翌日とすることとなっており、保険料が納付済みとなっている期間内の昭和54年12月31日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失により昭和54年12月分の保険料が還付されたのは、誤還付と考えられる。

また、請求者の特殊台帳によると、前述のとおり、3,300円が還付されたことが確認できるが、制度上、還付金を受けるべき者について未納の保険料（現年度を除く。）があるときは、還付に代えて、その保険料に充当することとなっているところ、当該還付の決定時点において、請求者に時効によらず納付すべき未納保険料（昭和54年1月分2,730円）が存在していたにもかかわらず、充当の処理がなされた形跡は見当たらないことから、当時の保険料還付事務処理に誤りがあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の国民年金被保険者資格の喪失年月日を昭和54年12月31日から昭和55年1月1日に訂正し、かつ、請求者は、昭和54年12月の国民年金保険料を納付していたものと認めることが適当である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600254 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600115 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月11日は22万円、平成22年7月12日は23万2,000円、同年12月14日は21万6,000円、平成23年7月14日は24万7,000円及び同年12月14日は23万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年7月
⑤ 平成23年12月

A社から平成21年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月及び同年12月に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳（写）及び複数の同僚から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書（写）並びに冬季賞与明細一覧（写）から、請求者は、当該期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の預金通帳（写）で確認できる振込日から、

請求期間①は平成 21 年 12 月 11 日、請求期間②は平成 22 年 7 月 12 日、請求期間③は同年 12 月 14 日、請求期間④は平成 23 年 7 月 14 日及び請求期間⑤は同年 12 月 14 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳（写）及び賞与明細書（写）等により算出される厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 22 万円、請求期間②は 23 万 2,000 円、請求期間③は 21 万 6,000 円、請求期間④は 24 万 7,000 円及び請求期間⑤は 23 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 11 日、平成 22 年 7 月 12 日、同年 12 月 14 日、平成 23 年 7 月 14 日及び同年 12 月 14 日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600233 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600116 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を36万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

A社から、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずだが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書の写し等から判断すると、請求者は、A社から請求期間に36万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記普通預金元帳で確認できる振込日から、平成15年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、その資料は無く、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600249号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600117号

第1 結論

請求期間のうち、昭和38年3月31日から昭和46年2月15日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和47年4月3日から昭和59年1月1日までの期間について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年3月31日から昭和46年2月15日まで
② 昭和47年4月3日から昭和59年1月1日まで

A社に勤務していた請求期間①及びB社に勤務していた請求期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されていると思う。

調査の上、請求期間①及び②の標準報酬月額の記録について、年金額に反映する記録として、実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者の標準報酬月額は、請求者と同時期にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び請求者と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額とほぼ同様に推移していることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿においても、請求者の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もないなど、請求者の標準報酬月額の記録に不自然な点はみられない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿により、請求期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、当該期間の給与支給額について照会したところ、標準報酬月額と給与額に差異があると回答した者はいない。

請求期間②について、C社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認

することができない。

また、請求者と同時期にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者及び請求者と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、請求者の標準報酬月額とほぼ同様に推移していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、請求者の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もないなど、請求者の標準報酬月額の記録に不自然な点はみられない。

さらに、請求者と同時期に入社した従業員及び請求者が名前を記憶している者10人に請求期間②当時の給与支給額を記憶しているか否かを照会したところ、4人が記憶しており、その給与支給額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致している上、4人のうち2人は、当該期間の給与支給額と標準報酬月額に差異はない回答している。

このほか、請求期間①及び②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。